

千葉県高齢者保健福祉計画

(令和3年度～令和5年度)



令和3年3月

千葉県

I 千葉県高齢者保健福祉計画について

1 策定の趣旨

本県の高齢化は急速に進んでおり、令和 7 年（2025 年）には、県民の 3 割が 65 歳以上となり、75 歳以上の高齢者が都市部を中心に大幅に増加することが見込まれています。また、令和 22 年（2040 年）には、生産年齢人口の減少に伴い、総人口が減少する一方で、いわゆる団塊ジュニアが高齢者となり、高齢者人口がピークになるとされています。

このため、これまで「高齢者の活躍支援」及び「地域包括ケアシステムの構築」を基本目標に置き、具体的な事業に取り組んできたところですが、その方向性を継承しつつ、さらに取り組みを充実、強化していく必要があります。

本計画では、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方及び高齢化の進行を踏まえ、高齢者が、生き生きと、安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指して、本県の高齢化への課題に対応するために取り組む施策を盛り込みました。

2 位置付け等

本計画は老人福祉法第 20 条の 9 に基づく「老人福祉計画」と介護保険法第 118 条に基づく「介護保険事業支援計画」を一体的に策定したものであり、県の総合計画、福祉総合計画である「千葉県地域福祉支援計画」の高齢者福祉分野に関する個別計画となっています。

本計画の実施にあたっては、「千葉県保健医療計画」、「健康ちば 21」、「千葉県障害者計画」及び「千葉県高齢者居住安定確保計画」等の関連する他計画との連携を図りながら進めてまいります。

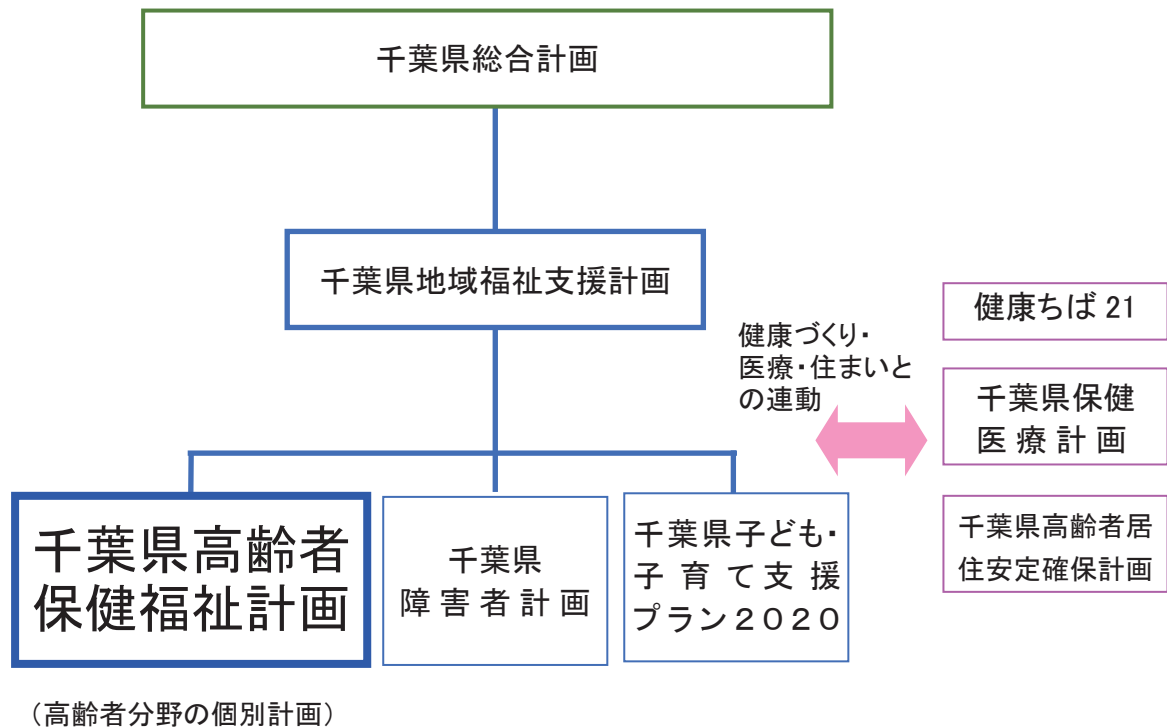
市町村においても、老人福祉計画及び介護保険事業計画を定めることになっていますが、県計画は、広域的な見地から、県内における介護サービス基盤の整備方針や人材の養成確保方策などを定め、市町村計画を支援します。

<SDGs とは>

SDGs（持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals）は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標である。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

図 1-1 千葉県高齢者保健福祉計画と他の計画の関係



3 計画期間

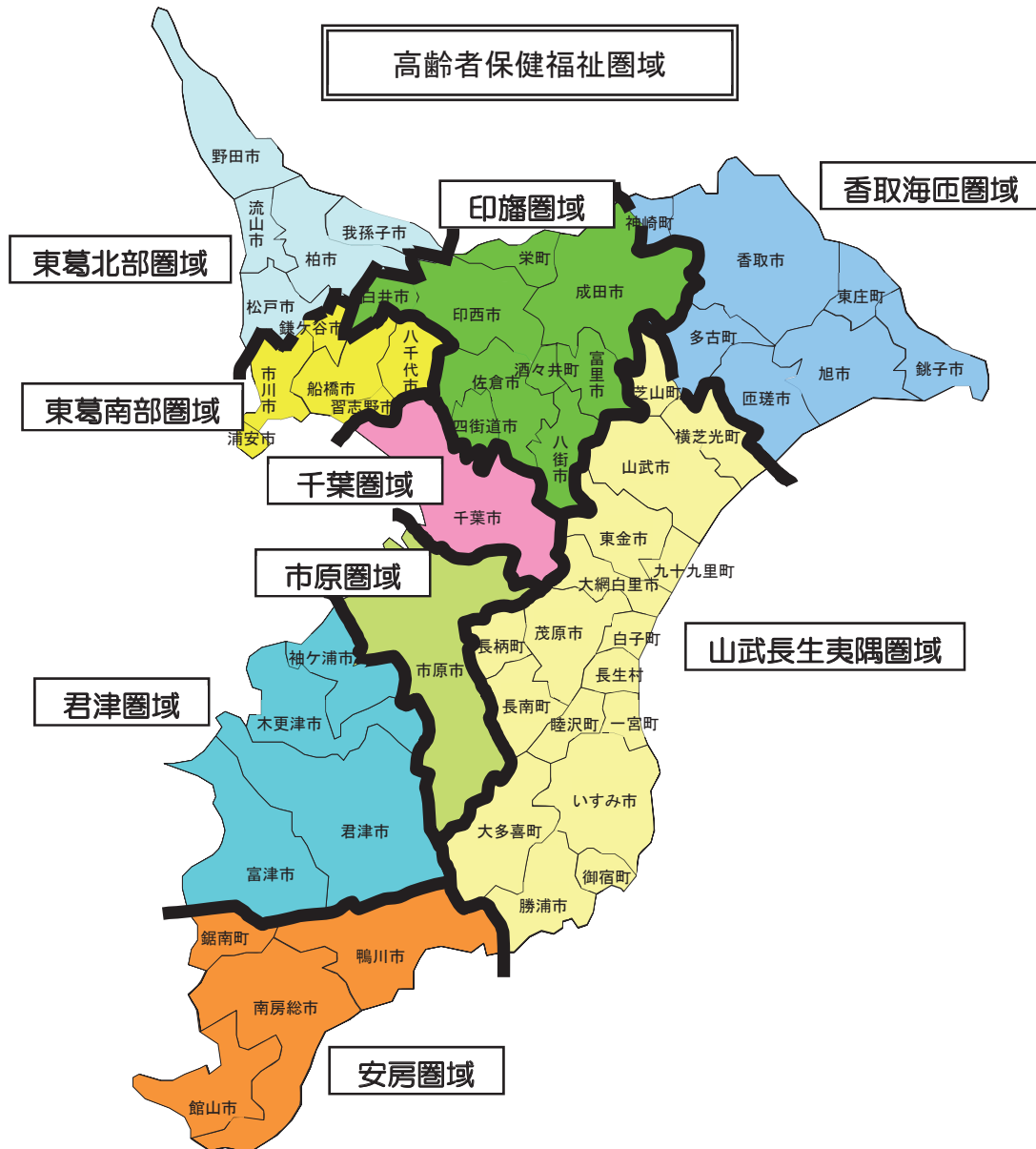
計画期間は令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とし、団塊の世代全てが後期高齢者となる令和7年（2025年）及び生産年齢人口が急減し、高齢者人口がピークを迎える令和22年度（2040年度）を見据えた計画とします。

4 高齢者保健福祉圏域

高齢者福祉・介護サービス等をより効果的かつ合理的に提供していくためには、市町村の行政区域を越えた広域的な観点で、施策を調整すべき場合もあります。

そのため、千葉県保健医療計画における「二次保健医療圏」と一致する「高齢者保健福祉圏域」を設定し、圏域ごとの地域課題に対応していくとともに、必要に応じ特別養護老人ホーム等の施設整備数を調整します。

また、中核地域生活支援センターと県内全市町村に設置されている地域包括支援センターとの連携強化が図れるよう、保健所〔健康福祉センター〕の所管区域ごとのサブ圏域を、本県独自に設定しています。



圏域	サブ圏域	構成市町村
千葉		千葉市
東葛南部	市川	市川市、浦安市
	習志野	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
	船橋	船橋市
東葛北部	野田	野田市
	松戸	松戸市、流山市、我孫子市
	柏	柏市
印旛		成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取海匝	香取	香取市、神崎町、多古町、東庄町
	海匝	銚子市、旭市、匝瑳市
山武長生夷隅	山武	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
	長生	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
	夷隅	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房		館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津		木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原		市原市

5 基本理念と基本的視点

(1) 基本理念

高齢者が個性豊かに生き生きと、安心して暮らし続けられる地域社会の実現

一人ひとりが個性豊かに生き生きとした生活を送り、誰もが地域の必要な一員として認め合い、安心して暮らし続けられる地域社会の実現を、世代を超え、地域のみんなが力を合わせて目指します。

(2) 基本的視点

計画全体を貫く考え方、それぞれの施策や事業の実施にあたり常に持つべき視点を基本的視点として位置付けました。

ア 地域共生社会の実現

高齢者をはじめ、障害者、児童、生活困窮者など様々な人が地域の中で、相互に支え合う関係を構築することによって、誰もが役割を持ち、活躍できる地域づくりが求められています。

イ 高齢者の尊厳の確立

高齢期の暮らしを、その人らしく最期まで尊厳を持って送ることができる社会を目指すことが重要です。

ウ 生涯現役社会の実現

総人口が減少し、高齢者人口が増加する中、年齢や性別に関わらず、個々人の意欲や能力に応じて、就業や社会活動を通じて社会の中で役割を担う生涯現役社会に向けた環境づくりを推進していく必要があります。

エ 安心・安全・健やかな生活環境の整備

災害に強く、犯罪・交通事故等の被害に遭わない環境づくりや、バリアフリー環境の整備を推進することで、安心して生活できる環境を目指します。

6 基本目標

この計画の取組を通して目標とする社会の実現に向けて、2つの基本目標を掲げ、それぞれの目標達成に必要な基本施策を位置付けます。

I 個性豊かに、健康で生き生きとした暮らしの実現

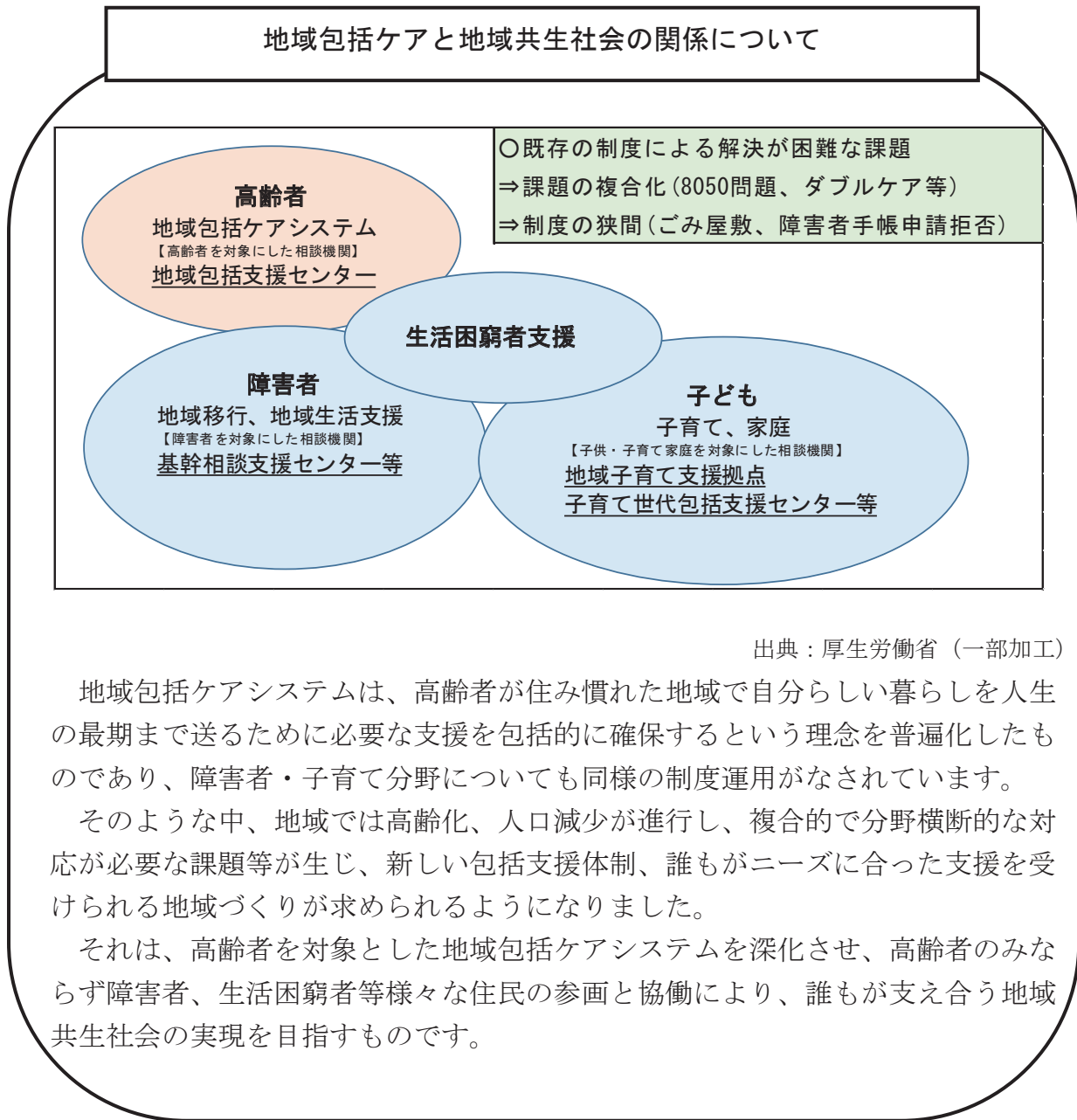
高齢者の活躍を支援するための目標です。

高齢者が自ら健康管理を行い、また、就労や社会貢献活動、趣味やスポーツ等、様々な社会参加を通じて生きがいのある自分らしい生活を実現させていくことが、生活の質の向上につながります。

II 介護が必要になっても、安心して自分らしく暮らせる地域社会の構築
～地域共生社会実現のための地域包括ケアの推進～

地域社会づくりのための目標です。

「支える側」、「支えられる側」といった従来の関係を超えて、地域の中で人と人がつながり、支え合うという関係を構築することで、介護が必要になっても、安心して自分らしく暮らせるような地域社会の実現を目指します。



7 施策体系

基本理念と2つの基本目標の実現に向け、8つの基本施策及び34の具体的施策を定め、計画期間内に展開していきます。

基本目標Ⅰ 個性豊かに、健康で 生き生きとした 暮らしの実現	基本施策 1 生涯現役社会の実現に向け、社会参加・生きがいを支援する環境の整備の促進	① 生涯現役社会に向けた意識の醸成と高齢者が役割を持って活躍する地域づくりの推進 ② 高齢者が意欲・能力に応じて働き続けることができる環境づくりの推進 ③ 生きがいを支援	
	基本施策 2 健康寿命の延伸とともに自立した生活に向けた高齢者の心身の機能の維持・向上の促進	① 高齢者の健康づくりや生活習慣病対策等の推進 ② 自立支援、介護予防及び重度化防止の推進	
	基本施策 1 地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進	① 地域での支え合い・見守りネットワークの整備促進 ② 生活支援体制整備の促進 ③ 生涯を通じた福祉に関する教育・学習・ボランティア活動の促進 ④ 安全・安心な生活環境の確保 ⑤ 困難を抱える高齢者への支援 ⑥ 災害等への対応	
	基本施策 2 医療・介護連携の推進と地域生活を支える介護サービスの充実	① 在宅医療の推進と看取り ② 医療・介護サービスの連携強化と多職種協働の推進 ③ 地域リハビリテーションの充実 ④ 介護サービスの整備・充実 ⑤ 介護サービスの質の確保・向上 ⑥ 介護する家族への支援	
	基本施策 3 高齢者が暮らしやすい住まい・まちづくりの推進	① 多様な住まいのニーズへの対応 ② 自立や介護に配慮した住宅の整備促進 ③ 施設サービス基盤等の整備促進 ④ 自立や介護に配慮した安全・安心なまちづくりの促進	
	基本施策 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保・育成・定着に向けた取組の推進	① 人材の確保・養成 ② 人材の育成 ③ 人材の定着 ④ 業務仕分けや業務改善の取組推進	
	基本施策 5 認知症の人やその家族などに対する総合的な支援の推進	① 認知症に対する正しい理解の普及・啓発と認知症バリアフリーの推進 ② 認知症予防の推進 ③ 早期診断と適切な医療・介護連携体制の整備、多職種協働の推進 ④ 認知症支援に携わる人材の養成 ⑤ 本人やその家族への支援と本人発信支援 ⑥ 若年性認知症施策の推進	
	基本施策 6 地域包括ケアシステムの推進や介護給付適正化に向けた市町村の取組支援	① 地域包括ケアシステムの推進に向けた県民の理解の促進 ② 地域の特性に応じた体制づくりを進める市町村への支援 ③ 介護給付適正化に向けた市町村への支援	
	基本目標Ⅱ 介護が必要になっても、安心して自分らしく暮らせる地域社会の構築 地域共生社会実現のための地域包括ケアの推進	基本施策 1 地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進	① 地域での支え合い・見守りネットワークの整備促進 ② 生活支援体制整備の促進 ③ 生涯を通じた福祉に関する教育・学習・ボランティア活動の促進 ④ 安全・安心な生活環境の確保 ⑤ 困難を抱える高齢者への支援 ⑥ 災害等への対応
		基本施策 2 医療・介護連携の推進と地域生活を支える介護サービスの充実	① 在宅医療の推進と看取り ② 医療・介護サービスの連携強化と多職種協働の推進 ③ 地域リハビリテーションの充実 ④ 介護サービスの整備・充実 ⑤ 介護サービスの質の確保・向上 ⑥ 介護する家族への支援
		基本施策 3 高齢者が暮らしやすい住まい・まちづくりの推進	① 多様な住まいのニーズへの対応 ② 自立や介護に配慮した住宅の整備促進 ③ 施設サービス基盤等の整備促進 ④ 自立や介護に配慮した安全・安心なまちづくりの促進
		基本施策 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保・育成・定着に向けた取組の推進	① 人材の確保・養成 ② 人材の育成 ③ 人材の定着 ④ 業務仕分けや業務改善の取組推進
基本施策 5 認知症の人やその家族などに対する総合的な支援の推進		① 認知症に対する正しい理解の普及・啓発と認知症バリアフリーの推進 ② 認知症予防の推進 ③ 早期診断と適切な医療・介護連携体制の整備、多職種協働の推進 ④ 認知症支援に携わる人材の養成 ⑤ 本人やその家族への支援と本人発信支援 ⑥ 若年性認知症施策の推進	
基本施策 6 地域包括ケアシステムの推進や介護給付適正化に向けた市町村の取組支援		① 地域包括ケアシステムの推進に向けた県民の理解の促進 ② 地域の特性に応じた体制づくりを進める市町村への支援 ③ 介護給付適正化に向けた市町村への支援	

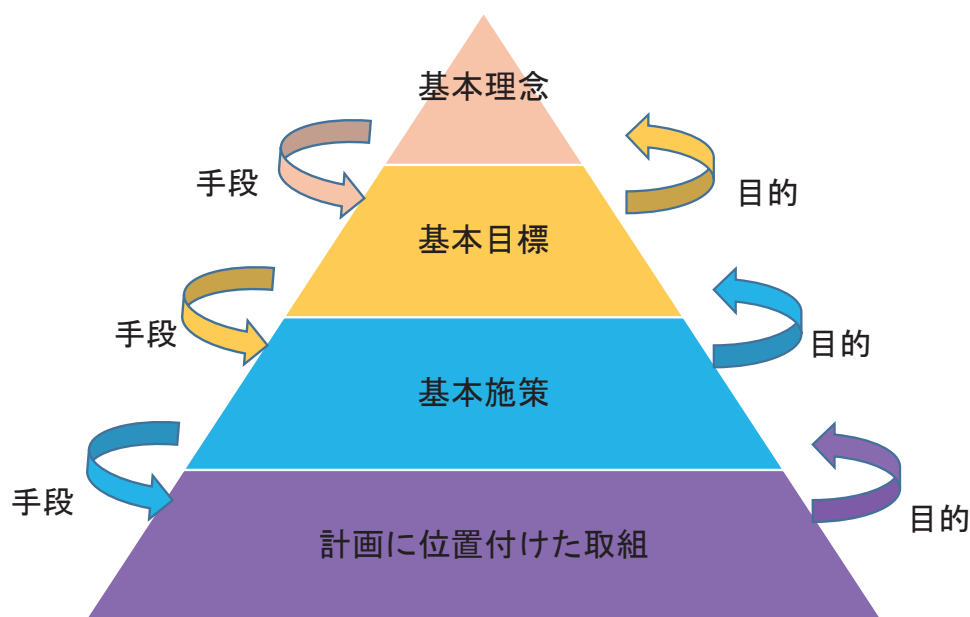
8 SDGsの推進

SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた地方自治体の役割は、国の「SDGs実施指針改定版」（平成28年12月22日決定、令和元年12月20日一部改定）に示されており、その中の一つとして「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が挙げられています。本計画ではSDGsのうち、主に「3. すべての人に健康と福祉を」と「11. 住み続けられるまちづくりを」の2つの視点に立ち、施策を展開します。

9 達成状況の評価

基本理念の実現に向け、以下のとおり指標を設定し、計画の進捗を管理します。計画期間における各年度の実績を「千葉県高齢者保健福祉計画策定・推進協議会」に毎年度報告し評価するとともに、評価に基づき取組の見直しを行います。

指標の種類	本計画との対応	指標の性格
最終アウトカム指標	基本理念に対応	計画実施により目指す最終目標となる指標
中間アウトカム指標（1次）	基本目標に対応	最終アウトカム指標の達成に必要と考えられる要素に着目した指標
中間アウトカム指標（2次）	基本施策に対応	中間アウトカム指標（1次）の達成に必要と考えられる要素に着目した指標
取組の実施目標	計画に位置付けた取組に対応	中間アウトカム指標（2次）の実現に向け、計画に位置付けた各取組の実施目標を示す指標



※評価体系のイメージ

基本施策Ⅱ-5

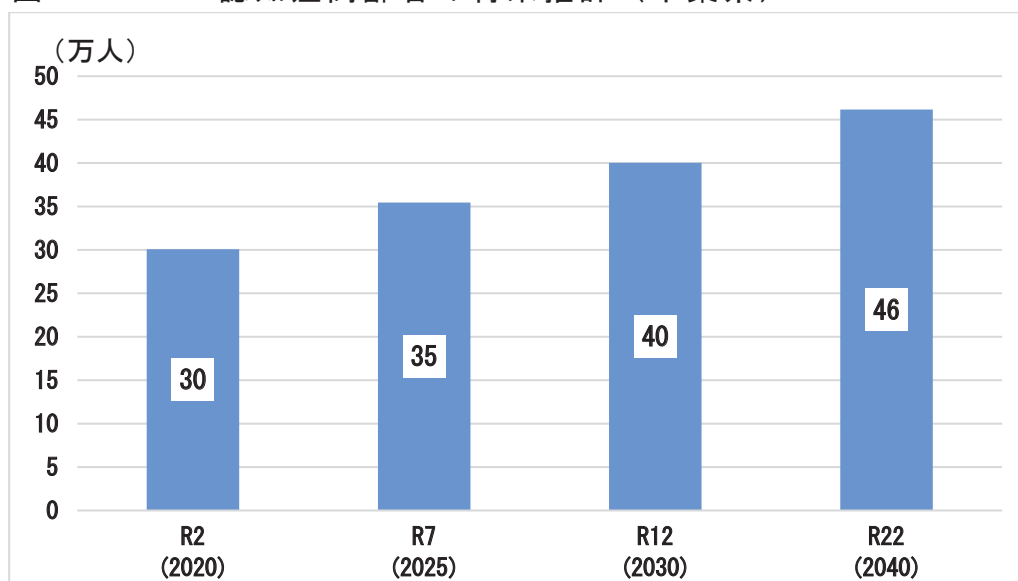
認知症の人やその家族などに対する総合的な支援の推進

趣旨 認知症の人やその家族を支える地域支援体制の構築を推進します。

現状

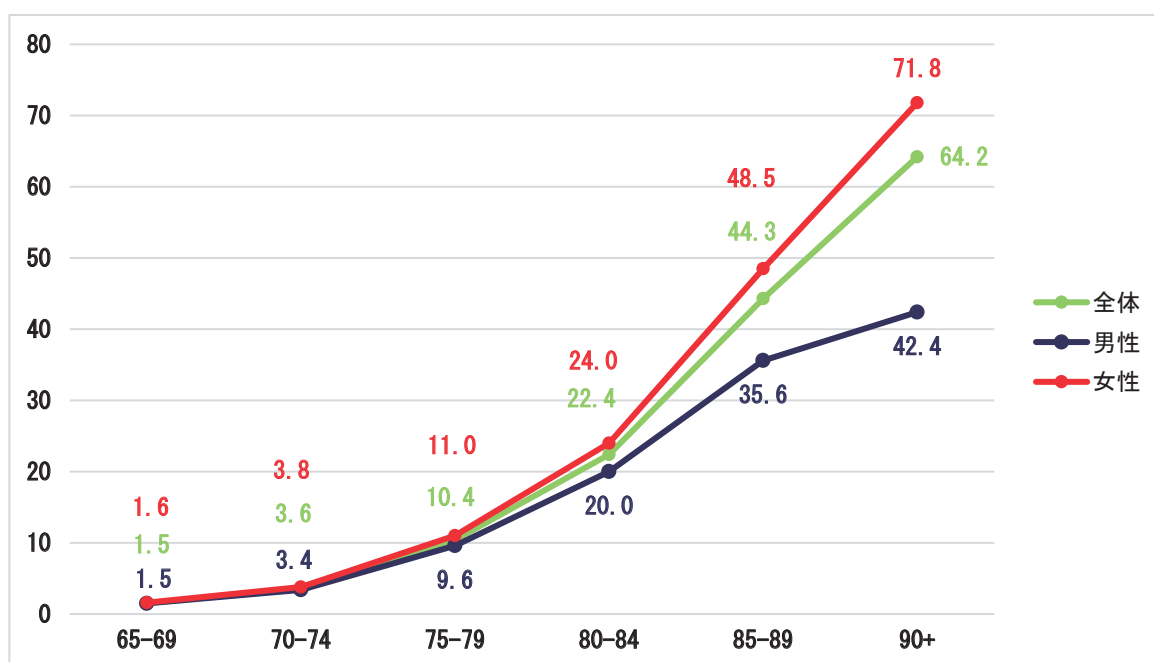
- 急速な高齢化の進展に伴い、本県における認知症高齢者は、令和2年(2020年)の約30万人から、令和22年(2040年)には約46万人に増加すると推計されています。また、団塊の世代が75歳以上の高齢者となる令和7年(2025年)には高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれています。(図3-2-5-1)
- 年齢ごとの認知症有病率は、75～79歳で10.4%、80～84歳で22.4%、85～89歳で44.3%、90歳以上で64.2%と、年齢が上がるとともに高くなっていきます。(図3-2-5-2)

図3-2-5-1 認知症高齢者の将来推計(千葉県)



- ※令和2年の人口は、千葉県町丁別人口統計(令和2年4月1日現在)による実績値
- ※令和7年以降の人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年3月推計)」による推計値(令和7年の高齢者人口:179.1万人)
- ※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働省科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による認知症有病率(「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)厚生労働省老健局平成27年1月より)」に本県の高齢者数を乗じて推計

図 3-2-5-2 一万人コホート年齢階級別の認知症有病率（％）



※厚生労働省資料

日本医療研究開発機構認知症研究開発事業「健康長寿社会の実現を目指した大規模認知症コホート研究」

悉皆調査を行った福岡県久山町石川県中島町、愛媛県中山町における認知症有病率調査結果（解析対象 5,073 人）

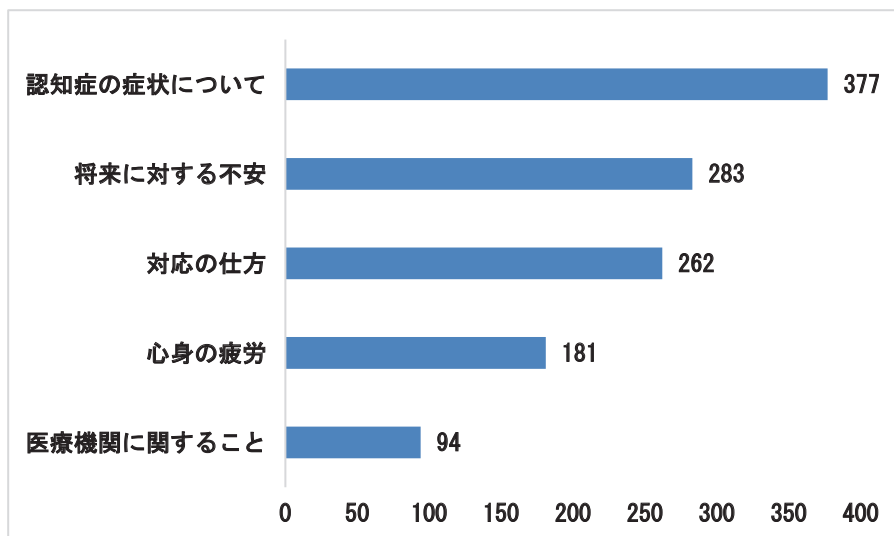
研究代表者二宮利治（九州大学大学院）

- 国では、認知症に係る諸課題について、政府一体となって総合的に取り組むため、令和元年6月に「認知症施策推進大綱」を策定しました。県においても、この大綱を踏まえ認知症施策の推進に取り組んでいきます。
- 認知症は誰もがなりうるもので、家族や身近な人が認知症になるなど、多くの人にとって身近なものとなっていますが、認知症は、早期に発見し、適切なケアや治療をすることにより、進行を遅らせたり、症状を軽減させたりすることができます。
- 認知症の人やその家族は、認知症と診断された直後は、そのことが受容できず今後の見通しにも不安が大きいことが指摘されており、その多くが、認知症診断後の空白期間における日常生活面の支援不足や、買い物や移動、趣味活動等の様々な場面で外出や交流の機会が減るなどの社会的な孤立が問題となっています。
- 認知症の鑑別診断や専門医療相談を行う認知症疾患医療センターは、県内全ての二次保健医療圏に設置され、高齢者人口の多い東葛南部と東葛北部圏域においては、それぞれ2センターを設置しています。

センターには、専門的医療機能のほか、地域連携拠点機能としての役割があり、地域の認知症医療に関する有識者等による協議会の設置や認知症に関する研修などに取り組んでいます。また、日常生活の支援として相談機能の強化を図っています。

- 「認知症ケアパス」は、認知症の容態や段階に応じた適切な医療やサービスの流れを示し、各々の状況に最も適する相談先や受診先等を整理したものであり、認知症の人本人や家族にとって、その時々に必要な情報がひとつにまとめられたツールとして有効であるとされており、令和元年度末において、44市町村が作成しています。
- 認知症の人やその家族からの相談窓口である「ちば認知症相談コールセンター」への相談は、本人や家族の認知症の症状についてや、家族の将来に対する不安、対応の仕方などの相談が多く、相談者は、本人は5%程度で大半は家族などからの相談となっています。また、在宅で生活している方からの相談が約8割で、気軽に相談できる身近な存在となっています。(図 3-2-5-3)

図 3-2-5-3 認知症に関する相談内容 (n=768)



※参考：「2019年度ちば認知症相談コールセンター事業報告書」
(公益社団法人認知症の人と家族の会千葉県支部)

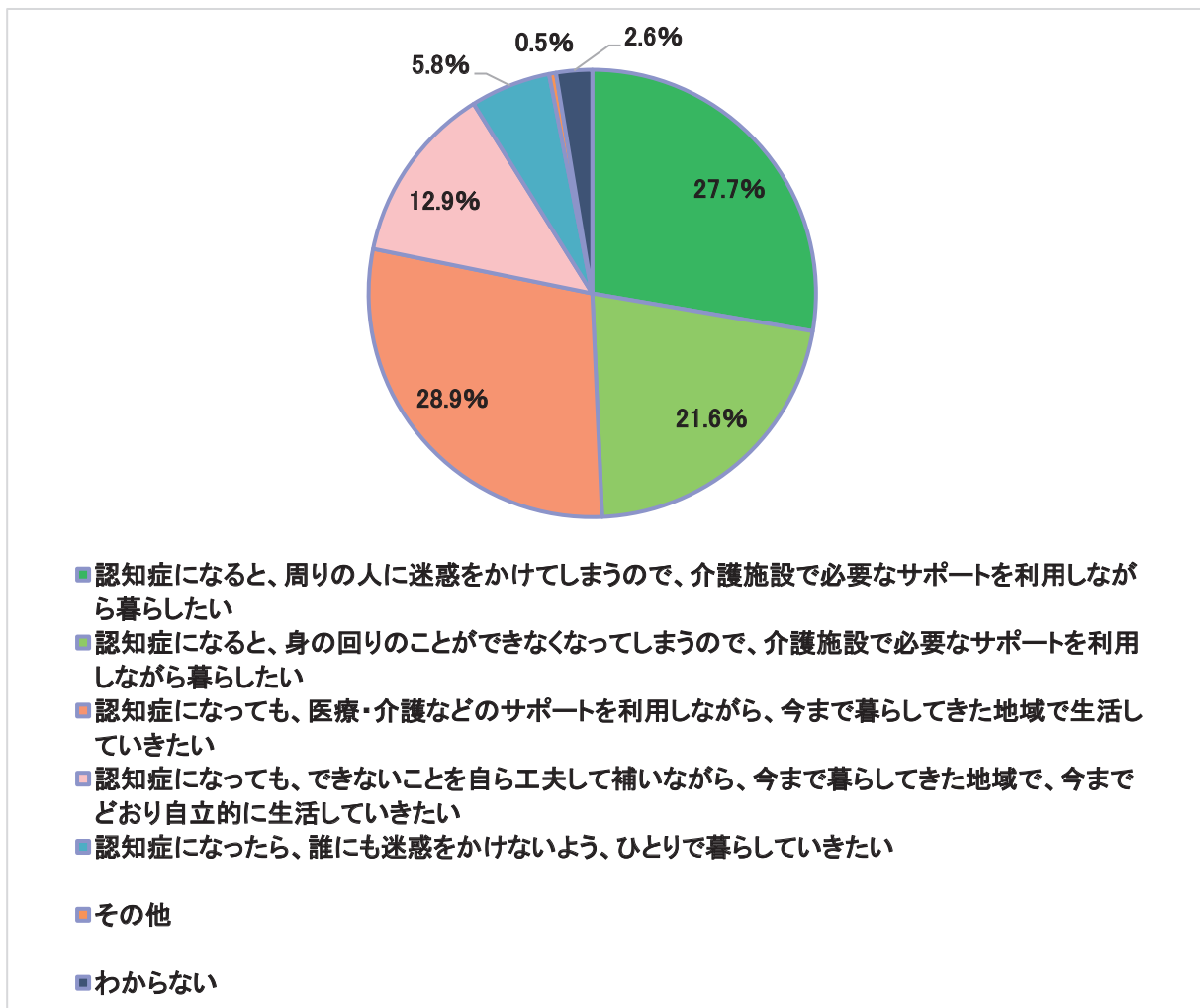
- 認知症カフェなど「通いの場」での運動や交流の機会等は認知症予防に資する可能性があると言われており、全市町村への設置を目指しているところですが、令和元年度末現在、7市町が未設置の状況です。
また、今後、高齢者人口の増加が見込まれる中では、地域において身近に通える場が少ないのが現状です。

- 千葉県内で認知症高齢者やその疑いのある行方不明者として届けられた人数は、平成 26 年（2014 年）204 人から平成 30 年（2018 年）411 人へと 5 年間で約 2 倍に増加し、令和元年（2019 年）は 341 人となっています。
こうした行方不明者に対する施策として、市町村ではGPSの貸し出しやQRコード等の機器・システムの活用等、見守り体制の構築を進めています。

【認知症に関する世論調査】

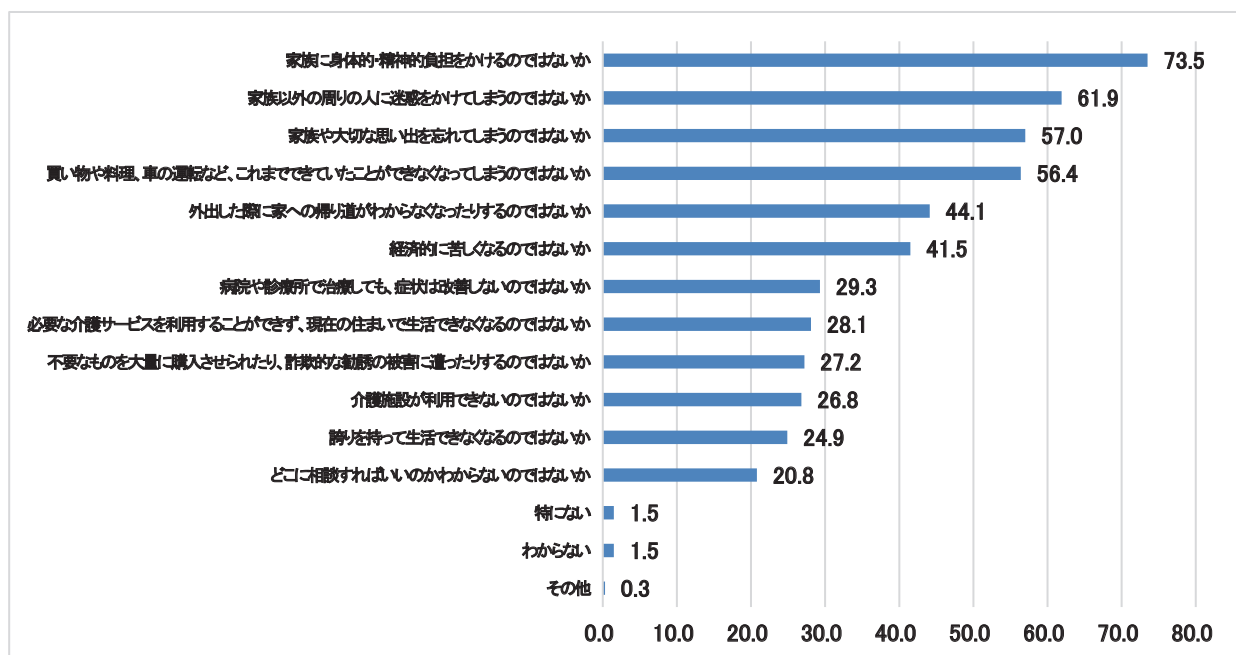
- 令和元年（2019 年）に内閣府が行った「認知症に関する世論調査」によると、認知症になった場合の暮らしについては、「介護施設で必要なサポートを利用しながら暮らしたい」と考える人が 49.3%、一方、「認知症になっても、できないことを自ら工夫して補いながら、今までどおり自立的に生活していきたい」「医療・介護などのサポートを利用しながら、今まで暮らしてきた地域で生活していきたい」と答えた人は 41.8%という結果となっています。（図 3-2-5-4）
- 認知症に対する不安について（複数回答）は、「家族に身体的・精神的負担をかけるのではないか」を挙げた人が 73.5%、「家族以外の周りの人に迷惑をかけてしまうのではないか」を挙げた人が 61.9%と続き、周囲へ迷惑がかかることへの不安が大きいことがわかります。（図 3-2-5-5）
- 以上のことから、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、周囲の理解やサポートの充実などの環境を整備することが求められています。

図 3-2-5-4 認知症になった場合の暮らし (n=1,632)



※出典：「認知症に関する世論調査」（内閣府）

図 3-2-5-5 認知症に対する不安（本人自身）（複数回答）（％）



※出典：「認知症に関する世論調査」（内閣府）

【千葉県若年性認知症実態調査】

- 令和元年（2019年）に県が行った「千葉県若年性認知症実態調査」によると、認知症に気づいたときの本人の年齢は、「60歳以上 65歳未満」が最も多く、全体の41.8%、次いで「55歳以上 60歳未満」27.3%、「50歳以上 55歳未満」18.2%、「50歳未満」12.7%となっています。
- 職場や地域の相談窓口の利用について、「利用した」は62.7%、「利用していない」が37.3%でした。利用しなかった理由としては、「どこに相談すればいいのかわからなかった」が38.9%、次いで「認知症の診断・治療をする病院を見つけることが難しかった」が16.7%という結果となっています。
 また、発症時に仕事に就いていた人の勤務形態は、「正社員・正職員」が63.0%と最も多く、その後の就業状況は「退職した」が73.7%となっています。（図 3-2-5-6、図 3-2-5-7、図 3-2-5-8）
- また、その他の意見として、「初期段階で本人が異常を感じても、周囲の知識や理解が乏しく、相談窓口等の情報も行き渡っていない」、「若い人が集える場所やデイサービスが少なく、若年性の方に適した社会資源がもっと必要」、「認知症でありながら働くことができる場所があればよい」などの意見がありました。

図 3-2-5-6 相談窓口を利用しなかった理由（複数回答）（％）

どこに相談すればいいのかわからなかった	38.9
認知症の診断・治療する病院を見つけることが難しかった	16.7
本人が医療機関に受診することを嫌がった	5.6
家族は気付いていたが、言い出すことができなかった	5.6
本人は気付いていたが、言い出すことができなかった	0.0
家族が医療機関に受診することを嫌がった	0.0
その他	44.4

※出典：「令和元年度千葉県若年性認知症実態調査報告書」（千葉県）

図 3-2-5-7 発症時の勤務形態（n=100）（％）

正社員・正職員	63.0
非常勤・パート	17.0
短期雇用（派遣など）	2.0
契約社員・嘱託	4.0
自営業	7.0
その他	7.0

※出典：「令和元年度千葉県若年性認知症実態調査報告書」（千葉県）

図 3-2-5-8 現在の仕事の状況（n=95）（％）

退職した	73.7
解雇された	8.4
発症前と同じ職場で働いている	7.4
仕事は辞めたが、地域でボランティアなどをしている	3.2
休職・休業中	2.1
転職した	1.1
発症前と同じ職場だが、部署が変更になった（配置転換）	0.0
その他	11.6

※出典：「令和元年度千葉県若年性認知症実態調査報告書」（千葉県）

課題

- 認知症は、早期に発見し、生活環境の調整や介護の工夫等、適切なケアをすることによって、徘徊、暴力、昼夜逆転等の症状を抑え、認知症になってもその人らしく生きることができると言われています。
そのため、認知症施策は、認知症を正しく知ってもらう啓発活動から始まり、早期発見・早期対応、適切な医療・介護等のサービスの提供、家族への支援、周囲の見守り、ターミナルケアまで、地域の保健・医療・福祉・介護が連動する認知症地域支援体制を構築し、認知症の進行の各段階に応じた適切なケアが継続して展開される必要があります。
- 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人に寄り添いながら、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう環境整備を行うなど、認知症の人やその家族の視点を重視した取組が求められています。
- 地域においては、認知症の人に対する医療・介護支援や社会参加活動支援等のネットワーク構築が重要であり、そのための取組の一つである認知症カフェは、認知症の人やその家族が地域の人や専門職の人たちと交流し、お互いを理解し合う身近な場としての役割を果たしています。このため、県内全市町村に設置され、適切な運営が図られるよう、先進事例の共有や取組事例の紹介などを行い、市町村の取組を支援していくことが必要です。
- 複数の専門職により、認知症が疑われる人、認知症の人やその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立した生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームは、県内全市町村に設置されており、今後は、より効果的・効率的なチームの活動に向け、更なる質の向上を図るとともに、適切な医療・介護サービスに速やかにつなぐ取組を強化することが重要です。

【進行の各段階における課題】

<気づきの段階>

- 正常と認知症の中間に当たる状態であるMCI（Mild Cognitive Impairment：軽度認知障害）は、認知機能（記憶、遂行機能、注意、言語、視空間認知）に低下が生じてはいますが、日常生活は自立している状態です。MCIに気づき、適切なケアを行うことで認知機能の改善や認知症の発症を抑制できる可能性があります。
- 現状では、認知症の発症を完全に防ぐことは困難ですが、原因疾患によ

っては、介護予防にもつながる生活習慣病の治療、食生活の見直し、定期的な運動や社会活動による脳の活性化を図ることなどで、認知症の予防、発症や進行を遅らせることも期待されており、県民一人ひとりの生活習慣の改善や健康づくり等の取組をいかに持続させるかが重要となっています。

- 認知症の初期症状は注意深く観察しないと加齢による症状と見分けが付きにくい上、「何もできなくなる」「何も分からなくなる」といった誤解や偏見から、認知症の人やその家族が受診を躊躇したり世間体を気にして隠したりすることで、発見・対応が遅れることがあります。

認知症に対する正しい理解と、認知症を疑ったとき、まずどこに相談すればよいか、どこの医療機関を受診すればよいかという情報を、誰でも容易に得られるようにすることが求められています。

- 症状が進むと、身体状況や自分の思い等を周囲にうまく伝えられなくなる場合があります。そのため、認知症が進行する前に、早期に身体や口腔機能等を確認し、必要な治療や補聴器等の補助器具・義歯等を作成するほか、本人との会話の中から必要な情報を引き出し、本人に合った介護をしていくことが必要です。また、終末期の過ごし方を家族や身近な人と話し合っておくこと等が重要になります。

<行動・心理症状（BPSD）への対応>

- 徘徊や物盗られ妄想等のBPSDは、環境の調整やより適切なケアへの変更により、軽減するとされています。

そのため、本人の意思や思いを大切にされた課題分析とケアの実施による予防的な取組が求められます。

- BPSDの出現により、精神科への入院治療が長期化して在宅復帰が難しくなる場合があります。

入院にあたっては入院目的を明確にするとともに、入院時から在宅復帰を念頭において退院後の受け入れ先の確保や家族との調整等を行うことが重要です。

<身体合併症の対応>

- 身体合併症を伴う認知症の人が医療機関に入院する際、入院生活に慣れるまでに時間がかかることや、本人が入院の必要性を理解できないことなどにより、治療が困難になる場合があります。

受診・入院治療の受け入れや、症状に即した治療や看護を行うため、一

般病院等の医療従事者についても認知症に関する正しい知識に基づく適切な対応が求められます。

- 認知症の人の痛みや苦痛の感じ方、経管栄養等の医療行為の意味、どこまで医療行為を行うか、その医療行為がその後どのような影響を及ぼすか等について十分に本人やその家族に情報提供することも含め、本人の意思決定や看取りの支援を行う医療機関と看護・介護従事者等による連携体制の構築が必要です。

【介護者支援】

- 認知症は、もともとあった認知機能が低下することによって日常生活に支障をきたした状態のため、もともとできていたことができなくなり家族が戸惑います。また、進行に対して不安を感じるようになります。このため、認知症への正しい理解を広めることと介護者に寄り添う人が必要になります。
- 今後、一人暮らしや夫婦のみの高齢世帯数の増加とともに、介護の形態も、老老介護や認認介護、遠距離介護等と多様化することから、さまざまな形態の介護に対応できるように支援体制の多様性も必要になります。

【医療・介護の連携】

- 認知症の初期から終末期に至るまで、医療と介護が必要になることから、本人の状態や予後、希望に応じた適切な治療やケアが受けられるように医療と介護の連携が重要です。
また、地域ごとに認知症ケアパスを作成し、各段階において、具体的にどこでどのようなサービスが受けられるかを、認知症の人やその家族に示し、意思決定支援を行うことが求められています。

【社会的な問題】

- 高齢者虐待における被虐待者の約 5 割は認知症高齢者とみられ、介護疲れや介護ストレス、本人の症状、認知症や介護の知識・情報の不足が発生要因となっていると考えられます。
また、認知症の人が詐欺被害に遭うケース、徘徊により行方不明や事故にあうケースもあり、地域ぐるみで認知症の人やその家族を見守り支える体制づくりが求められています。
- 判断能力が不十分な認知症高齢者等が住宅・医療・福祉・金融などの生

活関連サービスを適切に利用できるよう、どの地域に住んでいても、成年後見制度等を利用できる体制整備を進める必要があります。

また、認知症の人の日常生活・社会生活において、本人の意思を尊重し、本人自らが意思決定できる支援体制が必要になります。

【若年性認知症】

- 65歳未満で認知症が発症した場合、「若年性認知症」とされ、本人や家族が現役世代であることから、仕事を続けることが難しくなったり、親の介護が重なったりと経済的負担だけでなく、身体的・精神的にも大きな負担を強いられることとなります。

そのため、専用相談窓口の設置の推進をはじめ、雇用継続できる環境の整備や社会参加支援、医療従事者の認知症に関する知識の習得やネットワークの構築等が求められています。

- 企業等において、若年性認知症に関する知識と理解を深めるための認知症サポーター養成講座の実施や、本人やその家族に対する支援体制を整える必要があります。

【共生と予防】

- 認知症施策推進大綱において、「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味であり、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。

- 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されています。このことから、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた取組に重点を置くことが必要です。

取組の基本方針

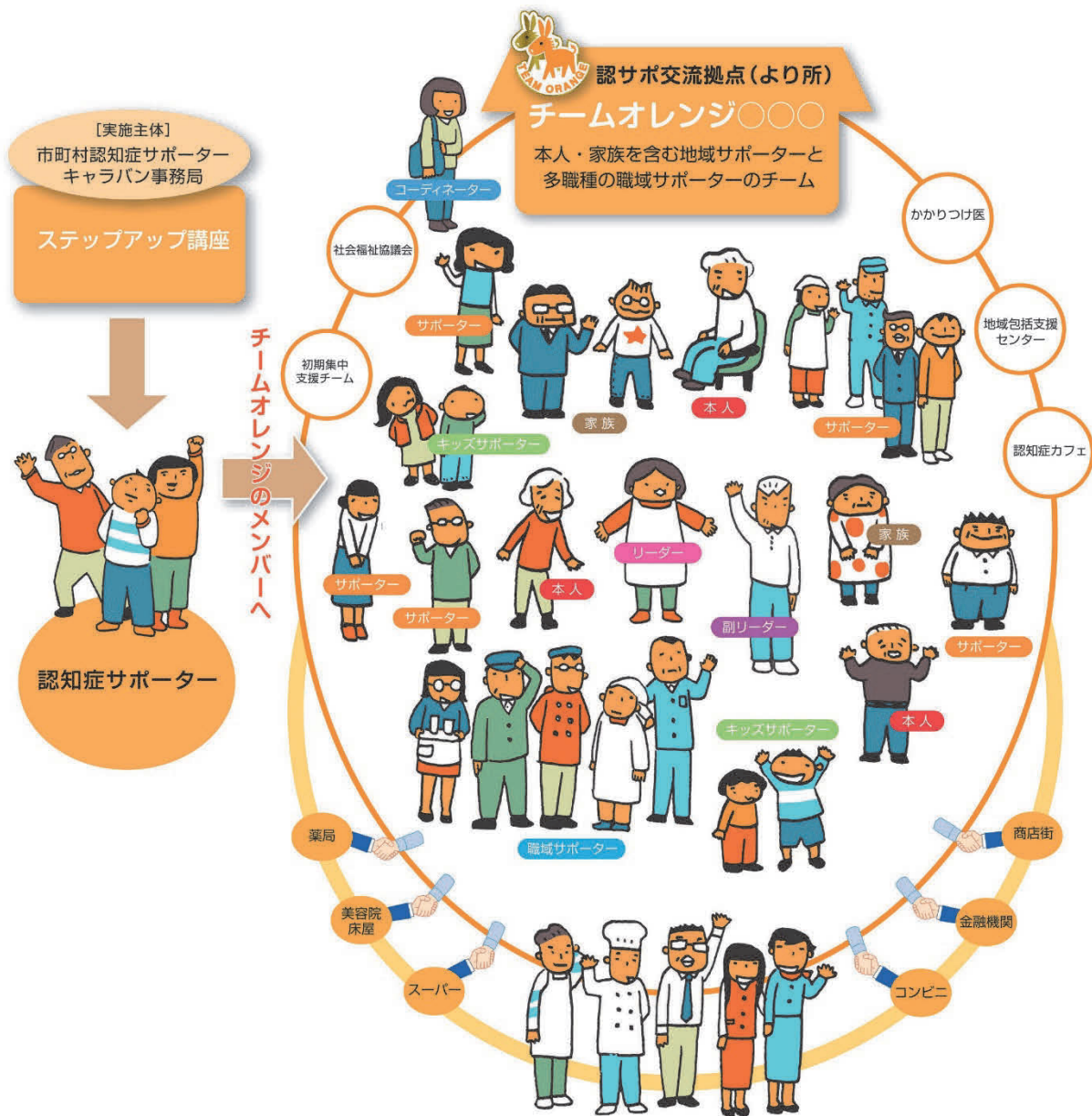
① 認知症に対する正しい理解の普及・啓発と認知症バリアフリーの推進

- 認知症を正しく理解し、地域や職域で見守り手助けする認知症サポーターをあらゆる世代で養成します。
- 移動、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからも住み慣れた地域で暮らしていくための障壁を減らしていく認知症バリアフリーのまちづくりを進めます。
- 認知症の人やその家族が、地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域ぐるみで見守るネットワークづくりを進めます。

取組	概要
認知症サポーターの養成・活躍 (高齢者福祉課)	認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターを市町村と連携して養成します。 また、養成したサポーターが地域で具体的な取り組みが行えるように支援をします。
企業向け認知症サポーターの養成 (高齢者福祉課)	認知症の人と関わる機会が多いことが想定される職域をはじめ、小売業や金融機関等において認知症の人を手助けする認知症サポーターの養成講座の開催を促進し、地域で見守る体制を働きかけます。
チームオレンジの体制整備 (高齢者福祉課)	認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人等の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みを構築するため、先進的事例の紹介等を行い設置促進に向け市町村を支援します。
認知症子どもサポーターの養成 (高齢者福祉課)	認知症に対する子どもたちの理解を深め、認知症の人やその家族に温かい目を注げるよう、小学生や中学生を対象とした認知症サポーター養成講座の開催を促進するとともに、講師のスキルアップ研修を実施します。
キャラバン・メイトの養成 (高齢者福祉課)	認知症サポーターを養成する講師役であり、認知症の人を地域で支えるリーダーとしての役割も期待されているキャラバン・メイトを養成します。
認知症メモリーウォーク等の支援 (高齢者福祉課)	認知症の人やその家族、県民、保健・医療・福祉の従事者等がともに行う認知症メモリーウォーク(街頭パレード)等が県内に広がるよう開催を支援し、認知症の正しい理解の普及啓発を図ります。

<p>認知症医療に係る知識の普及 (高齢者福祉課)</p>	<p>認知症サポート医を中心として、地域住民、認知症の人やその家族や介護サービス関係者等に対し、認知症医療に係る正しい知識の普及を推進します。</p>
<p>徘徊・見守りSOSネットワークの構築の促進 (高齢者福祉課)</p>	<p>地域で認知症の人の徘徊事案に対応できるように、警察のみならず、住民、関係機関、企業等様々な主体が参加する徘徊高齢者の捜索・発見・通報・保護や見守りに関するネットワークの構築を働きかけます。</p>
<p>認知症に係る行方不明者等の発見・保護のためのネットワーク(SOSネットワーク)に係わる連携・協力 (警察本部人身安全対策課)</p>	<p>市町村・交通機関・地域ボランティア等の関係機関のネットワークを活用し、認知症に係る行方不明者等の早期発見に努めるとともに、県及び市町村等が推進する新たなネットワークの構築に対し、協力・支援を行います。 また、認知症高齢者を保護した際、警察署から市町村へ情報提供を行い、各種支援等に適宜活用することで、早期発見、徘徊減少に努めます。</p>
<p>運転免許自主返納者に対する支援措置の拡充(再掲) (警察本部交通総務課)</p>	<p>運転に不安を感じている高齢者が運転免許を自主返納しやすい環境を作るため、自治体、企業等に対し運転免許自主返納に関わる支援措置の実施を働きかけます。</p>
<p>認知症の人の意思決定支援ガイドラインの普及 (高齢者福祉課)</p>	<p>日常生活や社会生活等において認知症の人の意思が適切に反映された生活が送れるよう、福祉関係者等に対してガイドラインの普及促進に努めます。</p>
<p>図書館での認知症コーナーの普及 (教育庁生涯学習課)</p>	<p>認知症等への理解を深めるため、認知症に関する知識や情報にアクセスしやすいよう関連書籍をまとめたコーナーを整備します。</p>
<p>認知症カフェの普及 (高齢者福祉課)</p>	<p>市町村に対し、カフェの運営事例やボランティアの活動事例等を紹介し、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と気軽に集える場となる、認知症カフェの普及を推進します。</p>
<p>認知症ケアパスの活用推進 (高齢者福祉課)</p>	<p>認知症の容態に応じ適切な介護サービス等を提供する認知症ケアパスが有効に機能するよう市町村を支援します。</p>

認知症サポーター等が認知症の人等を支える支援チームのイメージ図



参考：『チームオレンジ運営の手引き』より

② 認知症予防の推進

- 認知症予防や介護予防、自立した日常生活の支援、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に取り組む市町村を支援します。
- 地域において高齢者が身近に通える場等を拡充し、健康づくりなどの各種活動を推進します。
- 認知症予防や介護予防の推進に資する人材を育成します。

取組	概要
自立支援、介護予防及び重度化防止に関する市町村への支援（再掲） （高齢者福祉課）	市町村が行う自立支援、介護予防及び重度化防止の取組を支援するため、先進的な事例を集積し、情報提供や研修会を開催し、人材育成を行います。 特に住民主体の通いの場等への市町村支援については、定期的に市町村の現状を把握するとともに、立ち上げから継続支援までの実態等を評価し、市町村支援のあり方を検討しながら、担当者を対象に研修会を実施します。 また、介護予防市町村支援検討会議を開催し、介護予防事業の評価・推進を図ります。
認知症発症予防の普及啓発 （高齢者福祉課）	認知機能維持向上に役立つ運動や高齢者が身近に通える場での予防に資する取組活動の普及啓発を図ります。
認知症チェックリストの普及啓発 （高齢者福祉課）	認知症の早期発見・早期対応に向け、本人や家族が認知症に気づくきっかけの一助とするため、認知症チェックリストの普及啓発を行います。
ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防や口腔ケアに関する普及啓発（再掲） （健康づくり支援課）	要介護・要支援にならないよう、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）等の予防や、口腔ケア（口腔の状態・咀嚼等の口腔機能の維持）と健康との関係に関する知識等について、ホームページ等を活用した普及啓発を行います。
高齢者の食育の推進（再掲） （健康づくり支援課） （安全農業推進課）	高齢期の食育に関する情報提供を市町村の行政栄養士等を対象に行います。また、ちば食育ボランティアやちば食育サポート企業等を対象に食に関する正しい知識や活動手法等に関する研修を行い、地域の食育活動を推進します。
生活習慣病予防支援人材の育成（再掲） （健康づくり支援課）	生活習慣病予防対策として重要な特定健診・特定保健指導に従事する人材を育成するため、研修会を開催します。

成人のスポーツ実施率の向上（再掲） （教育庁体育課）	成人の週1回以上のスポーツ実施率を向上させるため、総合型地域スポーツクラブの増加に向けた取組を推進していくとともに、総合型地域スポーツクラブが持続的に地域スポーツの担い手としての役割を果たせるよう、活動内容の充実を図ります。
-------------------------------	--

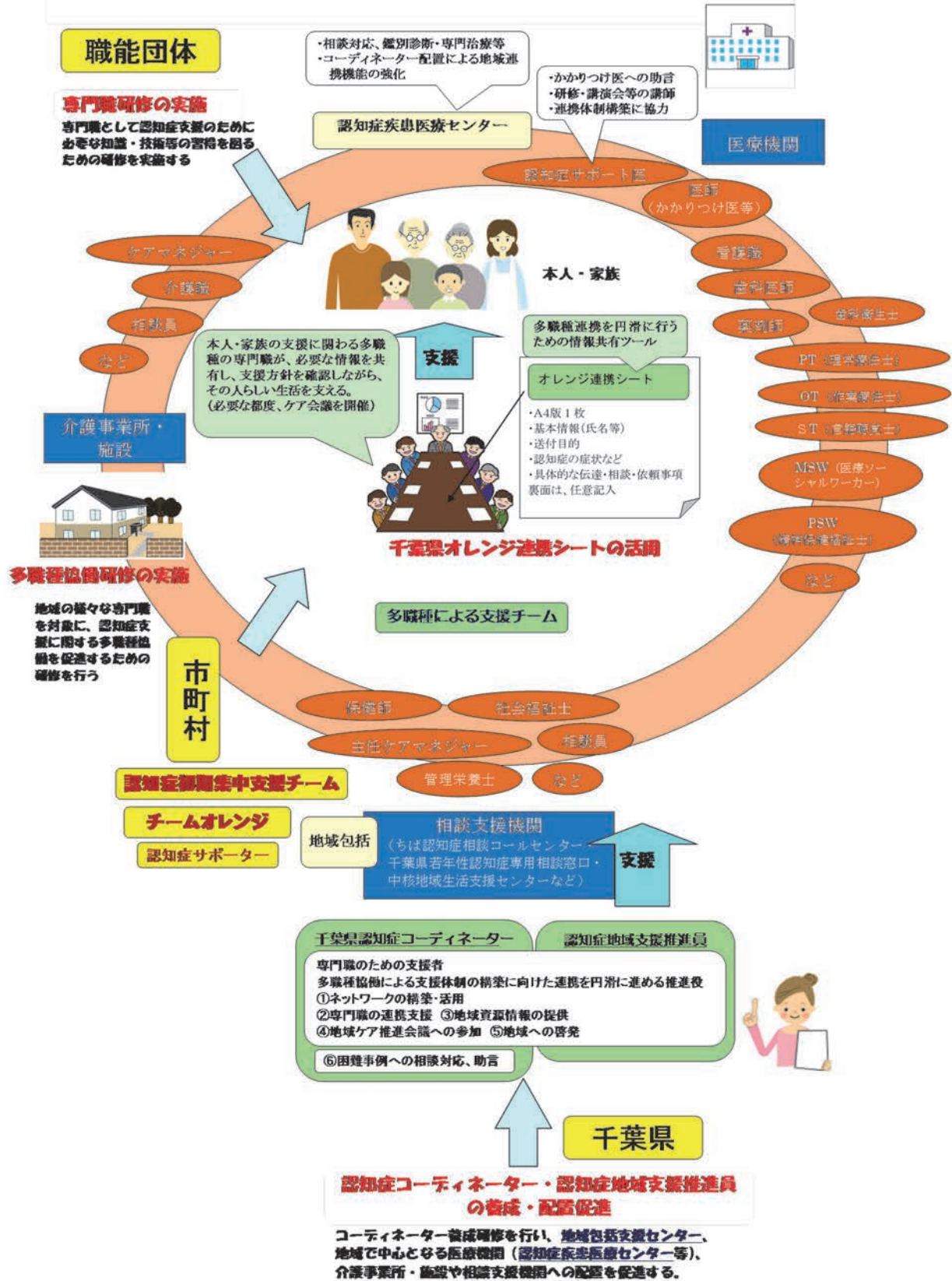
③ 早期診断と適切な医療・介護連携体制の整備、多職種協働の推進

- 適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化するため、「認知症初期集中支援チーム」の質の向上の方策を検討します。
- 「認知症疾患医療センター」をはじめとした地域における認知症に関する医療体制を整備し、医療的な相談支援や日常生活支援の提供を強化します。
- 医療・介護・福祉等の多職種が認知症に関わる現状や知識、情報を共有し、連携を図りながら、質の高いケアを進めます。
- 地域支援の要として、医療、福祉・介護、行政等の関係者と協力しながら、専門職等に対する困難事例への相談対応や助言、関係者のネットワークの構築や調整、地域資源情報の提供などを行う「認知症コーディネーター」及び「認知症地域支援推進員」を養成し、地域における認知症支援体制の構築を推進します。

取組	概要
認知症疾患医療センターの設置 （高齢者福祉課）	専門医療相談や、鑑別診断とそれに基づく初期対応、身体合併症、行動・心理症状への急性期対応、かかりつけ医への研修等を行うほか、地域の関係機関で構成する協議会を設置し、地域包括支援センター等との地域連携を推進します。また、診断直後の本人や家族に対する医療的な相談支援など日常生活支援体制を強化します。

<p>認知症サポート医の養成 (高齢者福祉課)</p>	<p>認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言・支援を行うとともに、専門医療機関や市町村等との連携の推進役となる認知症サポート医を、千葉県医師会と連携しながら養成し、認知症の早期発見・早期治療等の医療体制の充実を図ります。 また、認知症サポート医による、一般県民向けの認知症理解のための講演会を開催するほか、認知症サポート医のフォローアップ研修も実施します。</p>
<p>認知症初期集中支援チームの体制整備 (高齢者福祉課)</p>	<p>複数の専門職が認知症と疑われる人を訪問し、観察・評価、家族支援等の初期支援を行う初期集中支援チームの拡充を図るため、市町村向けセミナー等を開催し、先進的事例の紹介等を行い効果的な活動に向けた支援をするとともに、チームの質の評価や向上のためのフォローアップ研修を実施します。</p>
<p>認知症専門職における多職種協働支援体制の構築 (高齢者福祉課)</p>	<p>認知症の人やその家族の支援に携わる専門職同士が、お互いの役割や活動内容等を理解することで、多職種が連携を取り協働しやすい環境づくりを進めるための研修を実施します。</p>
<p>千葉県オレンジ連携シートの普及 (高齢者福祉課)</p>	<p>医療・介護・福祉等の多職種間の情報共有ツールとして、全県共通様式である「オレンジ連携シート」の普及に努め、多職種協働を進めます。</p>
<p>千葉県認知症コーディネーター及び認知症地域支援推進員の活動の充実促進 (高齢者福祉課)</p>	<p>専門職の支援者であり、関係者とのネットワークの構築や調整、地域資源情報の提供などを行う「認知症コーディネーター」及び「認知症地域支援推進員」の活動の充実に向けて支援します。</p>

多職種協働による支援体制のイメージ図



④ 認知症支援に携わる人材の養成

- 認知症の人と接する機会が多い医療従事者等に対し、認知症の人に対する適切な処置や発症初期からの状況に応じた支援など、認知症ケアについて理解や対応力を身に付けるための研修を実施します。

- 新任から実務者、指導者まで、認知症に係わる可能性のある全ての介護実務者に対し、症状に応じた認知症介護に関する実践的研修を実施することにより、職員の介護技術のより一層の向上を図ります。

取組	概要
病院勤務の医療従事者の認知症対応力向上の推進 (高齢者福祉課)	病院勤務の医療従事者に対し、認知症の基本知識、医療と介護の連携等について習得するための研修を実施し、病院での認知症の人の対応について適切な実施の確保に努めます。
かかりつけ医認知症対応力向上の推進 (高齢者福祉課)	認知症サポート医との連携のもと、高齢者が日頃受診しているかかりつけ医に対し、認知症診断の知識・技術や、認知症の人及びその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施します。
歯科医師認知症対応力向上の推進 (高齢者福祉課)	歯科医師に対し、認知症の基本知識、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施し、認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理が適切に行えるよう、認知症の人への支援体制の構築を図ります。
薬剤師認知症対応力向上の推進 (高齢者福祉課)	薬剤師に対し、認知症の基本知識、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施し、認知症の疑いのある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた薬学的管理が適切に行えるよう、認知症の人への支援体制の構築を図ります。
看護職員認知症対応力向上の推進 (高齢者福祉課)	看護職員に対し、医療機関等に入院から退院までのプロセスに沿った必要な基本知識や、個々の認知症の特徴等に対する実践的な対応力を習得するための研修を実施することで、同じ医療機関等の看護職員に対し伝達し、医療機関内等での認知症ケアの適切な実施とマネジメント体制の構築を図ります。

認知症サポート医の スキルアップ (高齢者福祉課)	認知症の診断・治療・ケア等に関する研修を通じて、地域における認知症の人への支援体制の充実や地域の認知症サポート医やかかりつけ医、地域包括支援センター等との連携強化を図ります。
認知症介護実践者等 の養成 (高齢者福祉課)	小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所の管理・運営に必要な知識等の習得のための認知症対応型サービス事業開設者研修、及び計画作成担当者に対する適切なサービス計画を作成するための知識と技術を習得させる認知症小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を行います。
認知症介護実践研修 の実施 (健康福祉指導課)	高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症介護技術の向上のため実践的研修を行うことにより、認知症介護の専門職員を養成するとともに、研修に携わる指導者の資質向上を図ることで認知症高齢者の介護サービスの充実に努めます。
かかりつけ薬剤師・薬 局の定着 (薬務課)	かかりつけ薬剤師・薬局を定着させ、服薬指導等の場において、認知症の疑いのある人に早期に気づき、適切な対応を図ります。
高齢者権利擁護・身体 拘束廃止の推進 (再 掲) (高齢者福祉課)	高齢者福祉施設における介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、身体拘束廃止に関する研修を行い、身体拘束廃止を推進する人材を養成します。 また、高齢者福祉施設の要請を受け、専門家等が、身体拘束廃止に向けたケアの工夫等について具体的な助言を行うなど、施設における身体拘束廃止の取組を支援します。
市民後見の推進 (再 掲) (高齢者福祉課)	弁護士などの専門職による後見人だけでなく、市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見活動を推進する市町村に対し助成します。
認知症サポーターの 養成・活躍 (再掲) (高齢者福祉課)	認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターを市町村と連携して養成します。 また、養成したサポーターが地域で具体的な取り組みが行えるように支援をします。
企業向け認知症サポ ーターの養成 (再掲) (高齢者福祉課)	認知症の人と関わる機会が多いことが想定される職域をはじめ、小売業や金融機関等において認知症の人を手助けする認知症サポーターの養成講座の開催を促進し、地域で見守る体制を働きかけます。

⑤ 本人やその家族への支援と本人発信支援

- 認知症に関する相談支援体制の充実とその周知を図ります。
- 認知症の人の最も身近な家族など、介護者の精神的身体的負担を軽減するための介護サービスの充実や、介護者の生活と介護の両立を支援する取組を推進します。
- 認知症の人やその家族の視点を施策の企画・立案等に反映します。

取組	概要
認知症相談コールセンターの運営 (高齢者福祉課)	認知症相談体制の強化を図るため、認知症介護の専門家や経験者等が対応する「ちば認知症相談コールセンター」を設置し、電話相談に加え面接相談に応じます。
家族交流会や若年・本人のつどい等の拡充 (高齢者福祉課)	介護者の精神面での支援や認知症介護技術の向上を図るため、地域の実情に応じて、認知症の人が集まる場や認知症カフェなどの認知症の人やその家族が集う取組について市町村への普及を促進します。
認知症ケアパスの活用推進(再掲) (高齢者福祉課)	認知症の容態に応じ適切な介護サービス等を提供する認知症ケアパスが有効に機能するよう市町村を支援します。
認知症カフェの普及(再掲) (高齢者福祉課)	市町村に対し、カフェの運営事例やボランティアの活動事例等を紹介し、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と気軽に集える場となる、認知症カフェの普及を推進します。
本人等による普及活動の支援 (高齢者福祉課)	キャラバン・メイト等を対象とした研修や認知症啓発イベントなどで本人の意見等が発信できるよう支援します。
介護サービス情報の公表及び福祉サービスの第三者評価・情報公表の推進(再掲) (健康福祉指導課)	福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービスの選択を支援するため、介護サービスについての情報公表事業及び介護サービスを含むすべての福祉サービスについての第三者評価・情報公表事業を実施します。

⑥ 若年性認知症施策の推進

- 当事者ととともに医療、介護、福祉、雇用等の関係者によるネットワークの充実を図ります。
 また、市町村等と連携し、症状の進行に応じて若年性認知症の人やその家族が利用できる制度や地域資源等の情報の整理を進めます。
- 若年性認知症の人が、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら、適切な支援が受けられるよう、若年性認知症支援コーディネーターによる相談体制の充実を図ります。
- 若年性認知症に関する実態調査結果を踏まえた施策を推進します。

取組	概要
若年性認知症対策の総合的な推進 (高齢者福祉課)	発症初期から終末期（高齢期）まで本人の状態に応じた適切な支援が行われるよう、自立支援のためのネットワーク会議を開催します。また、若年性認知症の方の相談先となる産業医、衛生管理者、労働衛生等に携わる方を対象に研修会を開催します。 若年性認知症に関する実態調査の結果を踏まえた施策の充実を図ります。
若年性認知症支援コーディネーターの広域的な活動の推進 (高齢者福祉課)	若年性認知症支援コーディネーターが医療・福祉・就労の関係機関と連携し、若年性認知症の人やその家族、企業等の相談に的確に応じ、就労継続の支援も含め、生活全般をサポートします。
本人・家族等の交流会やつどいの拡充 (高齢者福祉課)	若年性認知症の人やその家族等が医療や療養、就労等の問題を情報共有する場となる交流会やつどいを拡充します。